

日本離婚・再婚家族と子ども研究学会 新理事会体制に係る準備委員会内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、日本離婚・再婚家族と子ども研究学会における新理事会体制に係る準備委員会（以下「準備委員会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、日本離婚・再婚家族と子ども研究学会理事会（以下「理事会」という。）への移管について、必要な準備を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 準備委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会長、副会長、監事、それ以外の役員の候補者の選出に関する事項
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第 4 条 準備委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 選挙実施年度役員選挙において選出された者
- (2) その他委員長が必要と認める者

(委員長)

第 5 条 準備委員会に委員長を置き、選挙実施年度における日本離婚・再婚家族と子ども研究学会会長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(雑則)

第 6 条 この内規に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(解散)

第 7 条 この準備委員会は、総会にて会長、副会長、監事、それ以外の役員の承認がされた後、速やかに解散する。

附 則

1 この内規は、2021 年 2 月 9 日から実施する。